

「次期船員保険システム開発に係る要件定義及び調達支援等業務」調達仕様書に対する意見－回答

No	仕様書・委託要領・評価手順書	ページ	該当項目	該当文章	当該記載内容に対する意見又は質問	回答
1	仕様書	7	4.(3)次期船員保険システムアプリケーション等の開発に係る調達支援	その他システム構築に係る関連事業者との各種調整に係る支援を行うこと。	「その他システム構築に係る関連事業者」とは、配布資料「次期船員保険システム刷新計画書（抜粋版）3.2次期船員保険システムの調達範囲・時期（現時点想定）」に示す事業者を指すという理解でよろしいでしょうか。また、「次期船員保険システム基盤構築事業者」の調達方式が一般競争入札となった場合には、アプリケーション開発事業者だけでなく、当該事業者の調達仕様書案の作成も必要という理解でよろしいでしょうか。	<b>お見込みの通りです。</b> <b>当該箇所の表現を見直し、修正いたします。</b>